

令和元年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.1		
		担当課等: 体育センター
契約締結前の公表	公表年月日	令和2年3月17日
	物品又は役務の内容	体育センター受付業務委託
	履行期間方は履行期限	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
	契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による
契約締結後の公表	公表年月日	令和2年4月22日
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森1番地2 公益社団法人 中泊町シルバー人材センター 理事長 近村 敦
	契約締結日	令和2年3月31日
	契約金額	¥3,304,400 -
	契約の相手方とした理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。(また、当該業務を委託することにより、町の高齢退職者の就業機会の確保と社会参加を促進し生きがいづくりを支援できるため。)

令和元年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.2		
		担当課等: 小泊支所
契約締結前の公表	公表年月日	令和2年3月25日
	物品又は役務の内容	日本海漁火センター夜間・休日日中受付業務委託
	履行期間方は履行期限	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
	契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による
契約締結後の公表	公表年月日	令和2年4月22日
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森1番地2 公益社団法人 中泊町シルバー人材センター 理事長 近村 敦
	契約締結日	令和2年3月31日
	契約金額	¥3,214,200 -
	契約の相手方とした理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。(また、当該業務を委託することにより、町の高齢退職者の就業機会の確保と社会参加を促進し生きがいづくりを支援できるため。)

令和元年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.3		
		担当課等: 小泊支所
契約締結前 の公表	公表年月日	令和2年3月25日
	物品又は役務の内容	日本海漁火センター清掃業務委託
	履行期間方は履行期限	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
	契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による
契約締結後 の公表	公表年月日	令和2年4月22日
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる事 務所の所在地)	青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森1番地2 公益社団法人 中泊町シルバー人材センター 理事長 近村 敦
	契約締結日	令和2年3月31日
	契約金額	¥545,600 -
	契約の相手方とし た理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。(また、当該業務を委託することにより、町の高齢退職者の就業機会の確保と社会参加を促進し生きがいづくりを支援できるため。)

令和元年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.4		
		担当課等: 社会教育課
契約締結前 の公表	公表年月日	令和2年3月26日
	物品又は役務の内容	中泊町総合文化センター夜間施設受付業務
	履行期間方は履行期限	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
	契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による
契約締結後 の公表	公表年月日	令和2年4月22日
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる事 務所の所在地)	青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森1番地2 公益社団法人 中泊町シルバー人材センター 理事長 近村 敦
	契約締結日	令和2年3月31日
	契約金額	¥396,000 -
	契約の相手方とし た理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。(また、当該業務を委託することにより、町の高齢退職者の就業機会の確保と社会参加を促進し生きがいづくりを支援できるため。)